

家電リサイクル（料金販売店回収方式）の進め方

料金販売店回収方式での業務の流れ

1

事前の準備

- 家電リサイクル券「料金販売店回収方式」用紙の在庫確認と追加注文
- 廃棄物を引き取る際の確認
 - (1) 廃棄物の品目…廃棄物が家電リサイクル法の対象品目であることを確認して下さい。
 - (2) 製造業者等名…本体の銘板（ラベル）や取扱説明書などで確認して下さい。
 - (3) リサイクル料金…『リサイクル料金（再商品化等料金）一覧表』で確認して下さい。



2

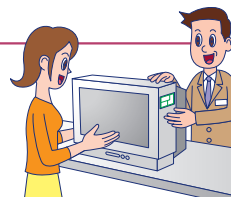
家電リサイクル券の交付と料金の受領（排出者からの引取り依頼）



3

廃棄物の引取り

- 廃棄物は排出者が排出する場所にて引き取ります。
 - (1) 家電リサイクル券の記載内容と廃棄物を照合します。
 - (2) 一致している場合は、家電リサイクル券「4 枚目：（以下④）排出者控」片を排出者に交付し、廃棄物に家電リサイクル券「5 枚目：現品貼付用」片を貼付します。
 - (3) 家電リサイクル券「④排出者控」片は後日、排出者が問い合わせの際に必要なため大切に保管していただくようご説明下さい。



4

廃棄物の製造業者等への引渡し

A 取扱店が自ら運搬する場合

- (1) 家電リサイクル券の記載内容と廃棄物を照合します。
- (2) 指定引取場所に廃棄物を運搬し引き渡します。
- (3) 家電リサイクル券「1 枚目：（以下①）小売業者控兼受領書」片と回付された家電リサイクル券「2 枚目：（以下②）小売業者回付」片を照合・確認します。

委託する収集・運搬業者は廃棄物処理法の収集・運搬業許可（積み込み地と積卸し地の双方の許可が必要です。収集・運搬業許可は一般廃棄物か産業廃棄物のいずれかを取得していれば可能です。）を受けていることが必要ですので注意して下さい。

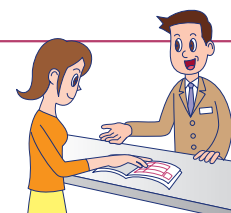
B 収集・運搬業者に指定引取場所への廃棄物の運搬を委託する場合

- (1) 家電リサイクル券の記載内容と廃棄物を照合します。
- (2) 委託した収集・運搬業者に、廃棄物と家電リサイクル券を引き渡し、指定引取場所への運搬を依頼します。収集・運搬業者に家電リサイクル券の「収集・運搬業者」欄への記載を求め、「①小売業者控兼受領書」片は控えとして保存しておきます。
- (3) 収集・運搬業者は廃棄物を指定引取場所に運搬し、引き渡します。
- (4) 収集・運搬業者に依頼した際の家電リサイクル券「①小売業者控兼受領書」片と回付された家電リサイクル券「②小売業者回付」片を照合・確認します。

5

管理票（家電リサイクル券）の保存と閲覧対応

- 回付された管理票（「②小売業者回付」片）を3年間保存し、その間に排出者から閲覧の申し出があった場合はこれに応じなければなりません。



6

リサイクル料金等の支払い

2 家電リサイクル券の交付と料金の受領

排出者から廃棄物を引き取る時は家電リサイクル券を交付し、2つの料金（リサイクル料金と収集・運搬料金）を排出者から受領します。

●家電リサイクル券（5枚複写）の記入方法……家電リサイクル券は1品1葉です

記入は廃棄物1台につき家電リサイクル券1部です。

料金販売店回収方式で使用する家電リサイクル券（5枚複写）には下記の必要事項を正しく記入する必要があります。

記載内容を修正した家電リサイクル券は無効です。新しい家電リサイクル券用紙に記入し直します。

■記入例

品目がテレビ（液晶・プラズマ式）で画面サイズが「大」（26型）、製造業者等がパナソニックの場合

② 排出者
排出者の氏名又は名称及び電話番号を記入します。

① 家電リサイクル券の交付日
交付年月日（廃棄物の引取日）を必ず記入します。
年は西暦（例：2020）で記入します。

小売業者欄には家電リサイクル券を供給する際、入会時にお届けいただいた内容に沿って、事前に印字してあります。

⑤ 収集運搬業者
収集・運搬業者に委託した場合は適切に所定項目を記入下さい。

④ 廃棄物の製造業者等名
引き取る廃棄物の製造業者等名が家電リサイクル券の
一表面（ア）に記載のある場合
 該当製造業者等名欄に「」を記入します。
一表面（ア）に記載のない場合
 家電リサイクル券の裏面または『リサイクル料金（再商品化等料金）一覧表』から製造業者等名の略称及びそのコード（3桁）を探し、記入欄（イ）に記入します。
ブランド名、ロゴマークでは記入できません。

リサイクル料金、収集・運搬料金、消費税と合計額を記入します。（必要に応じて活用下さい。）

○総額表示方式（内税）での記入例

再商品化料金	2,970 円
収集・運搬料金	2,200 円
消費税（内470）	
合計	5,170 円

※消費税相当額は内数で括弧表示とし、合計額に含まないようご注意ください。

○外税方式での記入例

再商品化料金	2,700 円
収集・運搬料金	2,000 円
消費税	470 円
合計	5,170 円

※従来どおりの外税方式での記入も可能です。

③ 品目・料金区分

引き取る廃棄物ごとに次のとおり記入下さい。

- ① エアコン：エアコンの料金区分「区分なし」の□枠内に「」を記入下さい。
- ② テレビ（ブラウン管式）：
 - ア) 料金区分が「小」の場合は、ブラウン管式の料金区分「小」の□枠内に「」を記入下さい。
 - イ) 料金区分が「大」の場合は、ブラウン管式の料金区分「大」の□枠内に「」を記入下さい。
- ② テレビ（液晶・プラズマ式）：
 - ア) 料金区分が「小」の場合は、液晶・プラズマ式の料金区分「小」の□枠内に「」を記入下さい。
 - イ) 料金区分が「大」の場合は、液晶・プラズマ式の料金区分「大」の□枠内に「」を記入下さい。
- ③ 冷蔵庫・冷凍庫：
 - ア) 料金区分が「小」の場合は、冷蔵庫・冷凍庫の料金区分「小」の□枠内に「」を記入下さい。
 - イ) 料金区分が「大」の場合は、冷蔵庫・冷凍庫の料金区分「大」の□枠内に「」を記入下さい。
- ④ 洗濯機・衣類乾燥機：洗濯機・衣類乾燥機の料金区分「区分なし」の□枠内に「」を記入下さい。

お問い合わせ先：家電リサイクル券センター

0120-319640

受付時間：ともに午前9時～午後6時（日・祝休）

IP電話などフリーダイヤルにつながらない場合
03-5249-3455（有料）